

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6月30日

【会社名】 株式会社トーエネック

【英訳名】 TOENEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 大 野 智 彦

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄一丁目20番31号

【電話番号】 名古屋(052)221 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 藤 田 憲 邦

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄一丁目20番31号

【電話番号】 名古屋(052)221 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 藤 田 憲 邦

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社トーエネック 東京本部  
(東京都豊島区巢鴨一丁目3番11号)  
株式会社トーエネック 大阪本部  
(大阪市淀川区新北野三丁目8番2号)  
株式会社トーエネック 静岡支店  
(静岡市葵区研屋町51番地)  
株式会社トーエネック 三重支店  
(津市桜橋二丁目177番地1)  
株式会社トーエネック 岐阜支店  
(岐阜市茜部中島三丁目10番地)  
株式会社トーエネック 長野支店  
(長野市三輪二丁目1番8号)

(注) 大阪本部は金融商品取引法で定める縦覧場所ではないが、  
投資家の便宜を図るために備え置くものである。

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円

2 剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を2,700,000,000円減少し、別途積立金を2,700,000,000円増加する。

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式について、5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、定款第2条(目的)を一部変更する。

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を2億株から4千万株に減少させるため、定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款第8条を変更する。なお、本変更は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日から効力を生ずる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除する。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、三石拓治、高木 勲、住田輝友、齊藤等、清水成信、西脇哲也、堀内保彦、大野智彦、平田幸次、佐藤則夫および稲垣隆司の各氏を選任する。なお、佐藤則夫氏および稲垣隆司氏は、社外取締役候補者である。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、金山哲雄氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率	決議結果
第1号議案	81,756	92	0	99.70%	可決
第2号議案	81,782	66	0	99.74%	可決
第3号議案	81,791	57	0	99.75%	可決
第4号議案					
三石拓治	81,459	389	0	99.34%	可決
高木 勲	81,524	324	0	99.42%	可決
住田輝友	81,522	326	0	99.42%	可決
齊藤 等	81,524	324	0	99.42%	可決
清水成信	81,509	339	0	99.40%	可決
西脇哲也	81,524	324	0	99.42%	可決
堀内保彦	81,518	330	0	99.41%	可決
大野智彦	81,666	182	0	99.60%	可決
平田幸次	81,684	164	0	99.62%	可決
佐藤則夫	81,559	289	0	99.46%	可決
稲垣隆司	81,554	294	0	99.46%	可決
第5号議案					
金山哲雄	81,685	163	0	99.62%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。